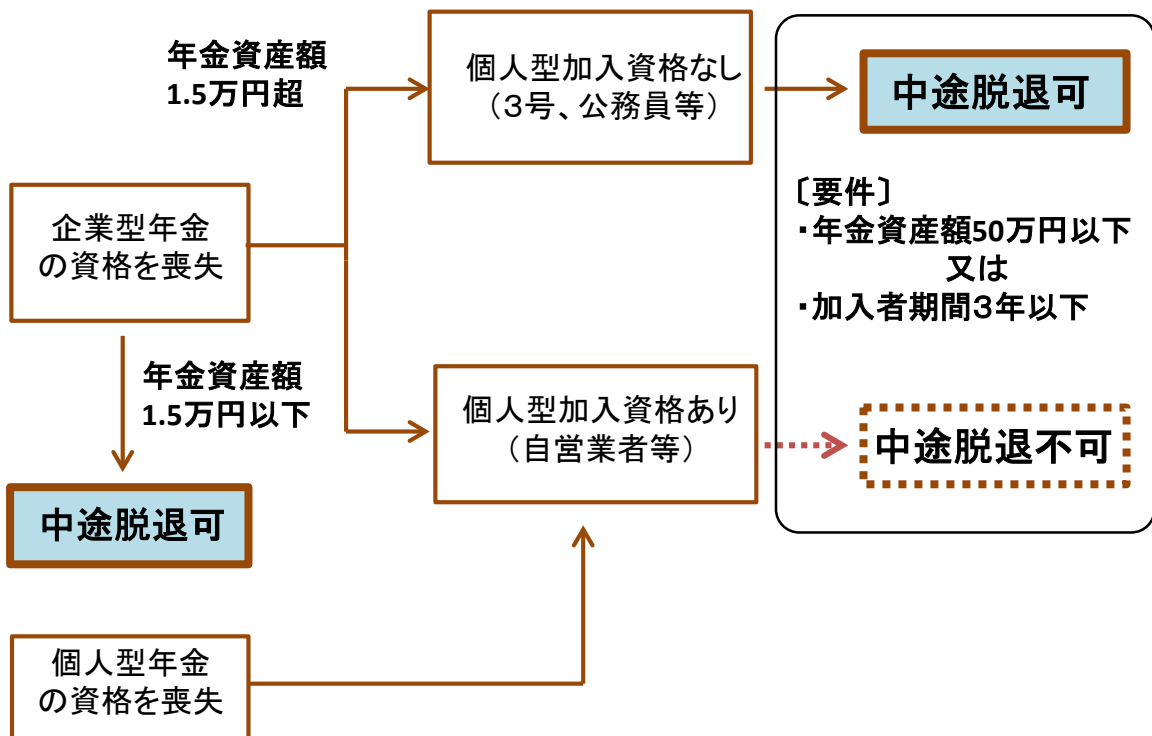


復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

【要件】

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続

- ・被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の復興に係る事業（例：商店街の復興や災害に強い街づくり等）を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。